

2月16日から
申告スタート!

町県民税申告は3月15日(水)までに

申告は郵送でも
できるよ!



申告はお早めに期限内にお願いします。

お問合せ 税務課 ☎985-7127

申告予定者数を考慮して地区ごとの受付・相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、なるべく地区ごとの日程にご協力下さい。

■受付・相談時間

	受付	開始
午前	8:30 ~ 11:30	9:00
午後	13:00 ~ 16:30	13:30

■地区ごとの申告相談日程表

期日	会場(終日)	受付地区
2月16日 木	仲里庁舎	宇江城、比屋定、阿嘉
2月17日 金		真謝
2月20日 月		宇根、真泊、泊、奥武
2月21日 火		謝名堂、比嘉
2月22日 水		真我里、イーフ
2月23日 木		銭田、島尻
2月24日 金	具志川庁舎	山城、儀間
2月27日 月		儀間
2月28日 火		嘉手刈
3月1日 水		大田
3月2日 木		兼城
3月3日 金		仲泊
3月6日 月		鳥島、仲泊
3月7日 火		北原、大原
3月8日 水		山里、上江洲
3月9日 木		久間地、西銘
3月10日 金	仲村渠、具志川、仲地	

■地区ごとの相談日に申告できない方

期日	会場(終日)	受付地区
3月13日 月	仲里庁舎	全地区
3月14日 火		
3月15日 水		

沖縄税理士会「無料相談会」のお知らせ

損失や譲渡など複雑な申告を要する方は、税理士による「無料相談会」にお越しいただき申告されるようになります。

期日	午前	午後	場所
2月16日 木	10:00 ~ 11:30	13:00 ~ 16:00	仲里庁舎
2月17日 金	9:00 ~ 11:30		

【対象者】※必要な書類等は北那覇税務署へ事前にご確認下さい。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
 - 譲渡(土地、建物、株式などの売却)所得のある方
 - 肉用牛の売却による農業所得がある方
 - 収入が1千万円を超える方
 - 消費税の申告をされる方 など
- 税理士相談会にお越しただけの方は、北那覇税務署へ直接申告相談されるようになります。

北那覇税務署 ☎098-877-1324

お願い

- 必要経費や医療費控除の収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などは事前に分け、計算してお越し下さい。
- 終期になると大変混み合います。なるべく指定された日にお越し下さい。
- 3月16日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告受付を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川庁舎で申告受付を行う期間は、職員が向向いて受付を行いますので、仲里庁舎での申告は長時間お待ちいただくことがあります。

マイナンバー記載について

平成28年分の所得申告から、申告書にマイナンバー(個人番号)を記載します。
●申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。
●控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても記載が必要です。被扶養者の下記(ア)の書類は不要ですが、申告者が被扶養者のマイナンバーを確認し、申告書に記載をお願いします。

申告に必要なもの

(ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。

※マイナンバーカードをお持ちですか?
お持ちの方: マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
お持ちでない方(①②を持参): ①番号確認書類: マイナンバー通知カード、②身元確認書類: 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート などのいずれか1つ

(イ)印鑑 ※認印可

(ウ)収入・経費を証明できるもの

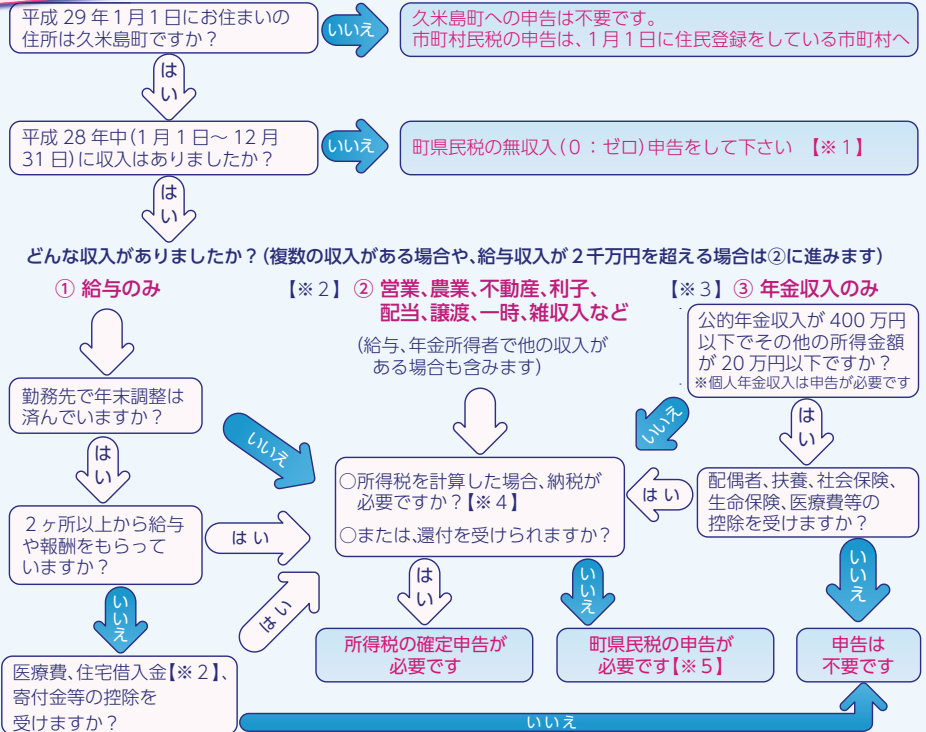
- *給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)
- *事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などを確認できる書類(収支内訳書、領収書、販売証明、購買証明など ※ご持参いただけない場合、申告受付できません)

(エ)所得から控除する額を確認できるもの

- *国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書
- *医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類
- *障害者控除を受けられる方は、身体障害手帳、療育手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- *寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書



スタート ◀ 次の流れで申告が必要かどうか個人ごとにチェックして下さい。



【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川庁舎(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をして下さい。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越し下さい。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)